

小型充電式電池は、 「有害危険ごみ」で捨てましょう。



◀ このマークが目印です！

※ 左からニカド電池、ニッケル水素電池、
リチウムイオン電池

☎ 農林環境課 ☎ 43-9023

● こんな製品に使われています

- ・モバイルバッテリー
- ・ハンディファン、電子（加熱式）たばこ
- ・電動工具、電動草刈り機
- ・電気カミソリ、電動歯ブラシ など



安易にインターネットなどで互換性のあるリチウムイオン電池を購入すると、短期間で使用できなくなったり、膨張や破裂を起こしたりするおそれがあり、大変危険です。

● 間違った捨て方は危険です！

- ・「可燃ごみ」や「燃やさないごみ」に出さない。

⇒ ごみ収集車や処理施設の火災・故障の原因になります

- ・「不法投棄」は法律違反です。

⇒ 5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金に科せられる
可能性があります（廃棄物処理法違反）



● 正しい処分方法

- ① 端子をガムテープなどで絶縁する。
 - ② 町指定袋で「有害危険ごみ」として出す。
- ※ 電池一体型のものも製品ごと「有害危険ごみ」で出してください
- ※ 役場各庁舎の玄関に「小型充電式電池回収箱」を設置していますので、ご利用ください

**Pb（鉛電池）製品は
処分できません**

販売店などにご相談ください。



空き家バンク制度を ご検討ください！！

登録奨励金

1物件あたり
5万円

☎ 移住・定住サポート総合窓口（産業観光課内）☎ 43-9012

空き家バンクに 物件を登録しよう！

空き家バンクとは、町内の空き家の売買や賃貸を希望する所有者から提供された物件情報を登録し、インターネットや移住・定住サポート総合窓口（以下、「サポート窓口」）を通じて、空き家の利用を希望する方へ情報を提供し、空き家の所有者と利用希望者をつなぐ制度です。

町は売買や賃貸借の契約に直接関与しませんが、契約の仲介は役場と連携する不動産業者が行いますので、安心してご利用いただけます。

※ 物件登録は無料ですが、売買・賃貸の媒介契約時には、仲介不動産業者に支払う仲介手数料が発生します

こんなことで
困っていませんか？

・ 町内に、誰も住んでいない空き家を持っている



- ・ 空き家の管理が大変なので処分したい
- ・ 今後、使うかもしれないので誰かに貸したい

空き家バンクのポイント

- ・ 移住者向けのポータルサイトで物件を紹介
- ・ 空き家バンクの登録費用は不要
- ・ 不動産業者が仲介するので契約手続きが安心

空き家バンクのメリット

- ・ 物件の売買や賃貸には移住者向けの支援メニューがあるので、売れやすく、貸しやすい
- ・ 空き家バンク登録奨励金として1物件あたり5万円を交付
- ・ 移住促進特別区域（※）の物件なら、移住者の購入や賃貸の契約が成立した場合、家財撤去費用として最大10万円を補助

※ 移住促進特別区域（算所区、加悦奥区、加悦区、後野区、与謝区、滝区、金屋区、温江区、明石区、香河区、岩屋区、上山田区、下山田区、石川区 令和8年7月現在）

空き家バンク 掲載までの流れ

相談

「サポート窓口」に相談する。
※ 物件を登録するにはいくつかの要件があります



申請書の提出

空き家バンク登録申請に必要な事項を記入し、「サポート窓口」に提出する。



物件の確認・登録

仲介不動産業者と役場職員が物件を確認します。

※ 物件の状態によっては登録できない場合があります



STEP 3

STEP 2

STEP 1

与謝野町
移住・定住サイト

